

役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人式見保育園の定款第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。

- | | | |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| (ア) 理事 | 理事会等会議への出席 | 会議1回につき、5,000円 |
| (イ) 監事 | 理事会への出席、監事監査、市監査立会 | それぞれ1回につき
5,000円 |
| (ウ) 評議員 | 評議員会への出席 | 会議1回につき、5,000円 |
| (エ) 評議員選任・解任委員 | 評議員選任・解任委員会への出席 | 会議1回につき 5,000円 |
| (オ) 常勤理事の勤務中の会議への参加 | に対しては、報酬を支払わない。 | |

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤理事の報酬の額は、評議員会において決めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員等の報酬は、会議等業務遂行の際にその都度支払う。

(報酬等の支払い方法)

第6条 非常勤役員等の報酬は、必要の都度、現金で支払うものとする。

(常勤理事の報酬)

第7条 常勤理事の報酬に関しては、この規程では触れないこととする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年6月の定時評議員会の日から施行する。